

綾瀬市保育士等家賃補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内の保育施設に勤務する保育士等の人材確保や離職防止を図るため、保育士等が本人名義で契約する民間賃貸住宅の家賃の一部を補助することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び法第34条の15第2項の規定による認可を受けた法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設のうち、綾瀬市内において法人又は個人が運営する施設をいう。
- (2) 保育士等 保育士、看護師、保健師、子育て支援員のいずれかの資格を有している者で、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1号の3の規定により明示された就業の場所が保育施設であり、かつ、従事すべき業務が保育であるものをいう。
- (3) 常勤 期間の定めのない労働契約（1年以上の期間を定めた労働契約を含む。）を締結し、かつ、保育施設（異なる保育施設間で人事異動を行う等、相互に密接な関連を有する保育施設は、同一の保育施設とみなす。）において1日6時間以上かつ月20日以上（それと同等の勤務条件と市長が認める者を含む。）常態的に継続して勤務し、当該保育施設を適用事業所とする社会保険の被保険者となっていることをいう。
- (4) 民間賃貸住宅 保育士等が自己の居住の用に供するために住宅の所有者（法人又は個人に限る。）との間で賃貸借契約を締結した住宅をいう。ただし、当該保育士等の一親等以内の親族が所有している住宅は除く。

(5) 家賃 民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた貸借料の月額をいう。ただし、共益費、管理費、駐車場使用料その他住居以外の費用を除く。

(6) 住宅手当 保育施設を運営する事業者が、その雇用する保育士等に対して支給する住宅に関する手当等の月額をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、民間賃貸住宅に居住する保育士等で次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 保育施設において保育士等として常勤していること。

(2) 保育施設を設置し、又は運営している事業者の役員でないこと。

(3) 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者で、次のいずれかに該当するものであること。

ア 単身世帯の者

イ 世帯員が 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子のみである者

(4) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する住宅扶助その他の公的家賃補助を受けていないこと。

(補助額)

第 4 条 補助金の額は、家賃から住宅手当を控除した額とし、1 月につき 40,000 円を上限額とする。

(補助対象期間)

第 5 条 補助の対象となる期間は、補助金の交付を決定した日の属する年度の 4 月（当該年度の途中で雇用された者にあつては、雇用された日の属する月）から、第 3 条に掲げる要件のいずれかに該当しなくなった日の属する月とする。ただし、育児休業等（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）に基づく休業及び休暇をいう。）及び、療養休暇等により勤務しなかった月を除く。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、綾瀬市保育士等家賃補助金交付申請書（第 1 号様式）に、次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする年度の 3 月 31 日までに提出しなければならない。

- (1) 雇用証明書（第2号様式）
 - (2) 保育士等の資格証の写し
 - (3) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
 - (4) 世帯全員の住民票の写し（市外在住者に限る。）
- （決定の通知）

第7条 規則第7条の規定による通知は、綾瀬市保育士等家賃補助金（変更）交付（不交付）決定通知書（第3号様式。以下「決定通知書」という。）によるものとする。

（変更事項の承認）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の申請に係る事項に変更が生じたときは、綾瀬市保育士等家賃補助金変更（中止）承認申請書（第4号様式）に、変更の内容に応じて市長が必要と認める書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の提出があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、決定通知書により交付決定者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第8条第1項の市長の定める期日は、交付の決定があったことを知った日から起算して10日を経過した日とする。

（実績報告）

第10条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、綾瀬市保育士等家賃補助金実績報告書（第5号様式）に雇用証明書（第2号様式）を添えて行うものとし、同項に規定する市長の定める期日は、補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月30日とする。

（決定の取消し）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（委任）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和 6 年 5 月 24 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第 1 号様式（第 6 条関係）

綾瀬市保育士等家賃補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾 瀬 市 長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

綾瀬市保育士等家賃補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

また、申請にあたり、3 同意・誓約事項に同意し、及び誓約します。

1 所要額（ 年度）

	家賃	住宅手当	補助対象額（ - ） 月額上限 4 万円
4 月	円	円	円
5 月	円	円	円
6 月	円	円	円
7 月	円	円	円
8 月	円	円	円
9 月	円	円	円
1 0 月	円	円	円
1 1 月	円	円	円
1 2 月	円	円	円
1 月	円	円	円
2 月	円	円	円
3 月	円	円	円
合計（交付申請額）			円

2 保有する資格

(保育士 ・ 看護師 ・ 保健師 ・ 子育て支援員)

3 同意・誓約事項

- (1) 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていません。
- (2) 単身世帯又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子とのみ同居しています。
- (3) 居住する住宅は、一親等以内の親族の所有ではありません。
- (4) 補助金の要件に該当しなくなった場合及び申請内容に変更があった場合は、速やかに申請します。
- (5) 綾瀬市が、補助金の決定にあたり必要な範囲で、関係する他の市町村（特別区を含む。）及び保育施設に確認を行うことに同意します。

4 添付資料

- (1) 雇用証明書（第2号様式）
- (2) 保育士等資格証の写し
- (3) 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (4) 世帯全員の住民票の写し（市外在住の場合のみ。）

第 2 号様式（第 6 条関係）

雇用証明書

年 月 日

（宛先）綾 瀬 市 長

事業者 所在地
名 称
代表者氏名

次のとおり雇用していることを証明します。

氏 名	
住 所	
勤務先名	
勤務先所在地	
採用年月日	年 月 日 ~
就労形態	週 時間勤務（ 1 日 時間・週 日 ） 月 日勤務
住宅手当の支給	あり（ 円 / 月 ） ・ なし

第3号様式（第7条関係）

綾瀬市保育士等家賃補助金（変更）交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請がありました綾瀬市保育士等家賃補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条第1項（綾瀬市保育士等家賃補助金交付要綱第8条第2項）の規定により、次のとおり決定しました。

- 1 交付の可否 可・否（理由： ）
- 2 補助金額 円
- 3 補助対象期間
年 月 日～ 年 月 日
- 4 補助条件

第 4 号様式（第 8 条関係）

綾瀬市保育士等家賃補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾 瀬 市 長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付けで交付決定を受けた綾瀬市保育士等家賃補助金について、
次のとおり変更（中止）したいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

申請事項	変更（中止）前	変更（中止）後
☐ 住所		
☐ 家賃		
☐ 住宅手当の額		
☐ その他 ()		

2 変更（中止）の理由

3 添付書類

第 5 号様式（第 1 0 条関係）

綾瀬市保育士等家賃補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）綾 瀬 市 長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付けで交付決定を受けた綾瀬市保育士等家賃補助金に係る実績について次のとおり報告します。

1 実績調書（ 年度）

	家賃	住宅手当	補助対象額（ - ） 月額上限 4 万円
4 月	円	円	円
5 月	円	円	円
6 月	円	円	円
7 月	円	円	円
8 月	円	円	円
9 月	円	円	円
1 0 月	円	円	円
1 1 月	円	円	円
1 2 月	円	円	円
1 月	円	円	円
2 月	円	円	円
3 月	円	円	円
合計（交付申請額）			円

2 現在雇用されている事業者名

()

3 添付資料

雇用証明書（第2号様式）